

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

都城市立山之口小学校  
校長 大迫 拓也

### 臨時休業中の山之口小学校施設開放（運動場）について

今回の臨時休業の実施に伴い、都城市教育委員会の指導の下、児童の健康保持の観点から運動の機会を確保するため、学校施設（運動場）を開放します。下記の内容について確認をしていただき、御理解と御協力をお願いいたします。

#### 1 運動場の開放日

- ・ 4/22（水）、4/23（木）、4/27（月）、4/30（木）

※ 施設開放時には学校職員が付くことから、全職員による会議や校内の消毒作業等のため  
4/24（金）、4/28（火）、5/1（金）は開放できません。

#### 2 開放時間

- ・ 10:30～12:00、14:00～16:00

※ 昼食時間の確保や安全な登下校の配慮から、12:00～14:00の間は開放しません。

#### 3 開放施設

- ・ 運動場（雨天時の利用はできません）

#### 4 利用手順

(1) 利用希望日の当日、朝9時までに、保護者が学校に学校施設利用の連絡をする。

- ・ 日時
- ・ 予定人数

(2) 当日、職員室で利用者の確認をする。

- ・ 利用のため学校に来たら、まず職員室で受付と確認を行った後に、運動場の利用を始めてもらいます。

※ 利用する際は、通常の学校の時と同じように、自宅で検温をして、カードに記入して受付時に提出をお願いいたします。カードがない場合は利用できませんので、必ず持たせていただきますようお願いいたします。

#### 5 その他

- ・ 運動場のきまりを守って利用してください。
- ・ 児童のみの利用もできます。
- ・ 大人数が集まってする運動、人が密集する運動は控えてください。
- ・ 遊具などは使用できますが、ボール等は感染防止の観点から貸し出しはできません。
- ・ 利用中のけがについては、日本スポーツ振興センターの給付対象となります。
- ・ 学校の行き帰りのけが等については、徒歩の場合に限り給付対象となります。保護者送迎や自転車利用の場合は、給付対象外です。